

令和6年第2回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和6年2月20日（火）
16時00分～16時30分
場所：市役所3階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名・・・・・・・・	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第4	議案第1号 教育に関する事務の職務権限の特例について・・・・・・・・	3
	議案第2号 市議会定例会提出議案について・・・・・・・・	3～4
	議案第3号 北広島市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	5～6
	議案第4号 令和6年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	6
日程第5	そ の 他 次回の教育委員会の日程について・・・・・・・・	7～8
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	8

出席者	教育長	吉 田 孝 志	説明員	教育部長	吉 田 智 樹	
	教育委員	石 上 浩 子		教育部理事	鹿 野 秀 一	
	教育委員	高 山 隆 二		教育総務課長	河 合 一	
	教育委員	宮 北 早 苗		教育総務課参事	永 坂 隆 之	
傍聴人		なし		学校教育課長	川 又 洋 火	
				教育支援課長	澤 井 大 輔	
				社会教育課長	渡 辺 広 樹	
				文化課長	若 澤 路 子	
				文化課参事	笹 森 和 宏	
				エコミュージアムセンター長	渡 邊 篤 広	
				学校給食センター長	岡 謙 一	
				防災食育施設整備担当参事	伊 達 千 秋	
				記録員	教育総務課主任	熊 倉 聖 悟

開会 16時00分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、令和6年第2回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、成田委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第4号が教育委員会会議規則第16条第3号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、非公開といたします。

◎日程第2 会議録の署名

○吉田教育長 日程第2、会議録の署名についてであります。令和5年第10回、第11回、第12回の会議録につきまして、署名委員であります宮北委員、成田委員、石上委員に本会議終了後、署名を頂きたいと思っております。

◎日程第3 教育長報告について

○吉田教育長 日程第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として3点、一般行政報告として鹿野教育部理事から1点、報告させていただきます。

まず始めに、寄贈についてであります。一般社団法人日本ゴルフツアー機構(会長 青木功)様から、子どもたちの健やかな成長に寄与するため活用してほしいとの申し出があり、市内小学校に対しスナッグゴルフ・スクールセットを各1セットずつ寄贈いただいたところあります。

1月29日(月)に、各小学校長の出席のもと市役所にて寄贈式を行い、2月16日(金)には寄

贈されました一般社団法人日本ゴルフツアー機構様へ感謝状を贈呈させていただいたところであり
ます。

寄贈されたスナッグゴルフ・スクールセットにつきましては、市内小学校において、有効に活用
してまいりたいと考えております。

次に、北海道中学校スキー大会出場についてであります。12月28日(木)に下川町で開催さ
れましたノルディック競技(スペシャルジャンプ、コンバインド)に、札幌日本大学中学校の佐々木
星語さんが、1月11日(木)から13日(土)にかけて小樽市で開催されましたアルペン競技に、
東部中学校の高橋葉月さん、大曲中学校の高木美空さん、西の里中学校の安孫子晴真さん、石田
柚葉さんが、1月12日(金)から14日(日)にかけて名寄市で開催されましたノルディック競技
(クロスカントリー)に、西の里中学校の江口にこさんが、それぞれ出場したところであります。

選手の皆さんは日頃の練習の成果を発揮し、ベストを尽くしたとのことであり、札幌日本大学中
学校の佐々木さんにおかれましては、スペシャルジャンプで第1位、コンバインドで第3位の成績
を収めたところであり、今後さらなる活躍を期待しているところであります。

次に、令和5年度第14回まちを好きになる市民大学卒業証書授与式についてであります。2
月11日(日)、「まるごときたひろ博物館員」養成課程を修了した第14期生10名を対象に、卒業
証書授与式を執り行ったところであります。

当日は、来賓として参列いただいた副市長、エコミュージアム会議座長及び講義を行っていただ
いた講師の皆様に見守られる中、卒業生による2年間の学びを振り返ったスライドの上映が行われ
るとともに、市民大学学長として、卒業証書の授与及び式辞を申し述べたところであります。今後、
OB会での活動や「まるごときたひろ博物館員」としての活躍に期待をしているところであります。

私からの報告は以上であります。

○鹿野教育部理事 続いて、一般行政報告に入らせていただきます。

第28回インドア子ども相撲大会についてであります。子どもたちの冬期間の健康づくりと他
校の児童とふれあい、競い合うことによる交流の場の提供を目的に、2月10日(土)に北広島市総
合体育館において、市内の児童37名の参加のもと実施したところであります。

当日は、北広島市相撲同志会の方々の協力をいただき、多くの保護者に見守られる中、子どもた
ちの成長する姿や、真剣な眼差しやチームメイトを叱咤激励する様子がうかがわれ、充実した時間
を過ごされたものと感じているところであり、今後もスポーツ環境の向上に向け、様々な取り組み
を行ってまいりたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○吉田教育長 以上、教育長報告として3点、一般行政報告として1点、報告させていただきました。
皆さんからご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

◎日程第4 議案第1号 教育に関する事務の職務権限の特例について

○吉田教育長 続きまして、日程第4、議事に入ります。議案第1号、教育に関する事務の職務権限の特例につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○河合教育総務課長 議案1号、教育に関する事務の職務権限の特例についてであります。令和6年第1回定例会に付議された、北広島市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について、市議会から意見を求められましたので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの条例制定の内容につきましては、現在、教育委員会で所管しているスポーツ行政のうち、学校体育等、学校と密接に関連し、教育委員会が引き続き所管することがより効果的と考えられる事務事業以外の事業について、市長部局経済部に移管するものであり、職務権限の特例により、教育委員会の職務権限の一部を市長の職務権限とすることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、市議会から意見を求められたため、同意する旨回答するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第1号、教育に関する事務の職務権限の特例につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第1号、教育に関する事務の職務権限の特例につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第2号 市議会定例会提出議案について
(条例の制定について)

○吉田教育長 続きまして、議案第2号、市議会定例会提出議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○河合教育総務課長 議案第2号、市議会定例会提出議案についてであります。令和6年第1回定例会に、北広島市防災食育センター条例について議案提出することについて、市長から意見を求められましたので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第6号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

この度の条例制定についてであります。大曲地区に建設中の北広島市防災食育センターの設置に係り、名称及び位置その他所要の事項を定めるものであります。

なお、施行期日につきましては、現在建設中の北広島市防災食育センターの稼働と合わせることをしたいため、別途定めるものとするものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第2号、市議会定例会提出議案につきまして、ご質疑等ございますか。

1つ確認で、北広島市防災食育センター条例というのと、今ある北広島市学校給食センター等設置条例と、この2つは並行してあるということでしょうか。

○伊達防災食育施設整備担当参事 既存であります学校給食センターの設置条例等につきましては、学校給食センターという名称はそのまま残したいと考えておりますので、2つの条例が並行する形でございます。

○吉田教育長 防災食育センター条例では、その名称が入り、今ある学校給食センター設置条例は、その名称は残った上、場所は防災食育センターに移るとなります。

○高山委員 名称が両方あるということですか。

○伊達防災食育施設整備担当参事 建物名は、防災食育センターという建物になりまして、学校給食センターの機能として中に入っているという形でございます。

○吉田教育長 防災食育センターだけだと、給食センターかどうか分からないということもあるということですよ。

○伊達防災食育施設整備担当参事 はい。

○高山委員 条例もそれぞれ2つあるということでしょうか。

○伊達防災食育施設整備担当参事 はい。

○吉田教育長 ご承知のように、防災食育センターは防災の機能が第一ですけれども、平時には給食の提供も兼ねるということになっているのを具体化しているということになるかと思えます。そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第2号、市議会定例会提出議案につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第3号 北広島市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第3号、北広島市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川又学校教育課長 議案第3号、北広島市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を

改正する要綱についてであります。別紙のとおり要綱を改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

この度の要綱の改正につきましては、改正道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令により、令和5年12月1日から、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の規定を適用しないこととする暫定措置の廃止、アルコール検知器の使用が義務化されたことを踏まえたものであります。

このアルコール検知器使用義務につきましては、業務により一定の台数以上の自動車を使用する事業所等に課せられており、当市の各小中学校では業務使用の自動車を所有しておらず、当該義務は課せられないところであります。業務使用の自動車における飲酒運転防止対策を強化する制度の趣旨を踏まえるとともに、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱が改正されたことに鑑み、「北広島市立学校の自家用車の公用使用に関する要綱」につきまして、この度改正するものであります。

主な改正内容でございますが、第4条第12号におきまして、公務使用の自家用車に係る運行前に目視等及びアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認について、第5条第9号におきまして、運転後に同様の確認について、また、第5条第10号におきまして、確認した内容を記録して1年間保存することについて、それぞれ規定を設けたほか、文言の整理を行ったものであります。

なお、施行期日につきましては、制度の趣旨から速やかな施行が望ましいと考え、令和6年3月1日としております。

以上が提案の内容であります。

- 吉田教育長 ただいまの議案第3号、北広島市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。
- 高山委員 具体的に各校長先生が、職員の運転前、運転後に実際にアルコール検知器を使って確認すると捉えてよろしいのですか。
- 川又学校教育課長 ご指摘のとおりでございます。
- 吉田教育長 先生方が研修や会議に出るときに自分の車を使う場合、公用使用届というのを出しています。今までは校長先生が運転して大丈夫か、酒気帯びがないかを確認をして、体調が悪くないことの確認をして研修や会議に出る等の出張を認めていました。今回この法改正に伴って、酒気帯び運転の完全防止の観点から、先生方が会議に出るとき、研修に出るときに、今まで目視での確認だったのをアルコール検知器で確認するという内容の変更です。また、会議等から帰ってきたら報告を受ける流れとなります。なお、会議が長引いてそのまま直帰する場合は、報告を口頭でするということになります。当日に報告を受けるのですか。
- 川又学校教育課長 基本的には当日になります。
- 吉田教育長 基本的に直帰する場合や休日は、当日電話等で終わりました、帰りますということで、お酒は飲んでいませんという報告をするという流れになります。
- 石上委員 通勤は関係ないのですね。

○川又学校教育課長 通勤時については、チェックの義務はないということです。

○吉田教育長 いわゆる公用使用するときにはチェックをかけるということです。通勤はもう個人の責任になってしまうので、当然サービス監督はしなければならないのですけれども、そこまでのチェックは求められていないということです。学校の校長先生等にはちょっとお手数はかかるのですけれども、この制度に移りたいということの提案でした。

そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第3号、北広島市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

○議案第4号 令和6年4月1日付け教職員の人事異動に関する
内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他につきまして、事務局から、説明をお願いいたします。

○鹿野教育部理事 事務局から、次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回第3回教育委員会会議についてであります。3月1日(金)、時間は16時00分から市役所4階会議室で開催させていただきたいと思っております。

議案は、教職員のうち、一般職の人事の内申について等を予定しております。

以上であります。

○吉田教育長 次回は、3月1日(金)、時間は16時から市役所4階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第2回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時30分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____